

住んでいた家が倒壊、住宅ローン
が残っている。

借金だけが . . .

新しい家、どうしよう。

また、住宅ローン？



破産しない
ブラックリストに載らない
借金整理法あります

自然災害による被災者の
債務整理に関するガイドライン

* 手続

～手続き開始と弁護士選任まで～

被災者



①被災者がメインバンクに申込み



銀行など



②メインバンクが、手続きに同意。



要件
チェック

申込から
10営業日
以内

③被災者が、弁護士会に、
支援弁護士の選任依頼。

弁護士会

弁護士費用
は無料

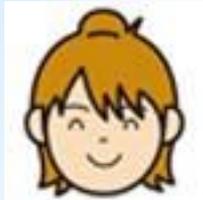
弁護士は
あくまで公
平な立場！



選任された支援弁護士と、被災者が打ち合わせ。

* 手続 ~ 全債権者とのやりとり ~

被災者



被災者
主体

難しいけど弁護士
さんがいるから大丈夫

支援弁護士が全力サポート



④被災者が全債権者に
・ 債務整理の申出
・ 財産目録の提出

弁護士が
就いてか
ら3か月
以内

銀行など

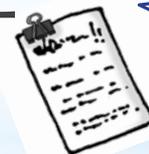


⑤被災者が全債権者に
調停条項案を提出 & 説明。

申出から
3か月以
内

⑥全債権者が被災者に
同意するか回答。

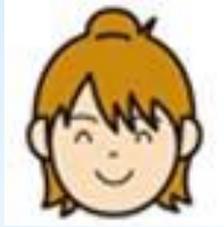
説明から
1か月以内



全債権者から同意・同意見込みとの回
答を得たら、特定調停を申し立てる。

* 手続 ~ 特定調停 ~

被災者



被災者
主体

⑦ 特定調停の申立て



簡易裁判所



⑧ 裁判所で、調停条項
の確定

債務名義に
なる。

支援弁護士が全力サポート



裁判所で決まった、調停条項の内容に従って、全債権者に支払う。

現段階では、現預金上限500万円＋生活再建支援金＋災害弔慰金等＋義援金＋地震保険金の家財部分（上限250万円）を手元に残せます。

連帯保証人に迷惑をかけずにすむ可能性が高いです。

- * 個人の借金の整理（会社の借金は対象外）。
- * この手続きを取らないと、新たに借入れが難しい方
- * 現預金上限500万円＋生活再建支援金＋災害弔慰金等＋義援金＋地震保険金の家財部分（上限250万円）を除いて、借金を返せない又は返せなくなりそうな方
- * 原則、期限の利益を喪失していないこと
- * 浪費などをしていないこと

メインバンクが
判断します。



* 利用条件